

10 客席

【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備します。
- ・出入口から容易に到達でき、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置に車椅子使用者用のスペースを設けるほか、聴覚障害者等の利用への対応を考慮します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車椅子使用者用区画を、全客席数に200分の1を乗じて得た数（当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10）以上設けること。

(2) 車椅子使用者用区画は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、85センチメートル以上とし、奥行きは、120センチメートル以上とすること。

イ 床面は、高低差がないものとする。

(3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車椅子使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(ウ) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(カ) 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9 \rightarrow 2$ 区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75 \rightarrow 4$ 区画以上

- ・85 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車椅子及び電動車椅子のJIS規格上の全長です。

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

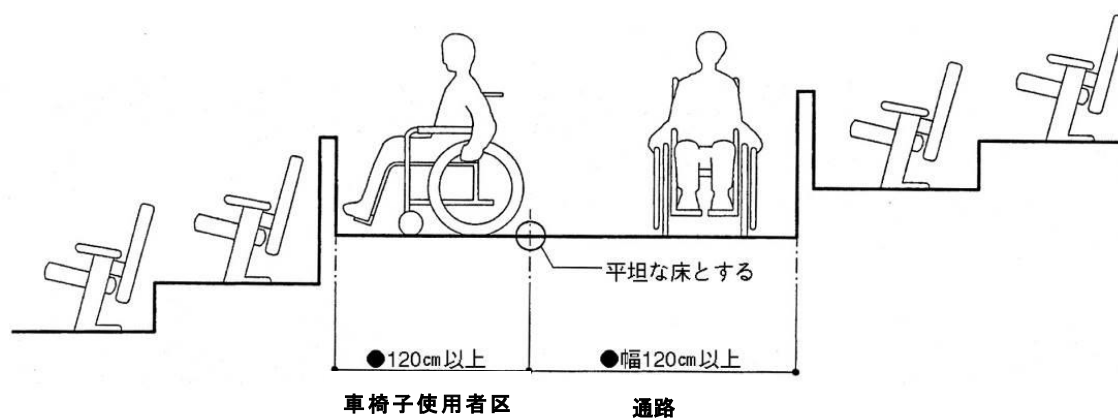
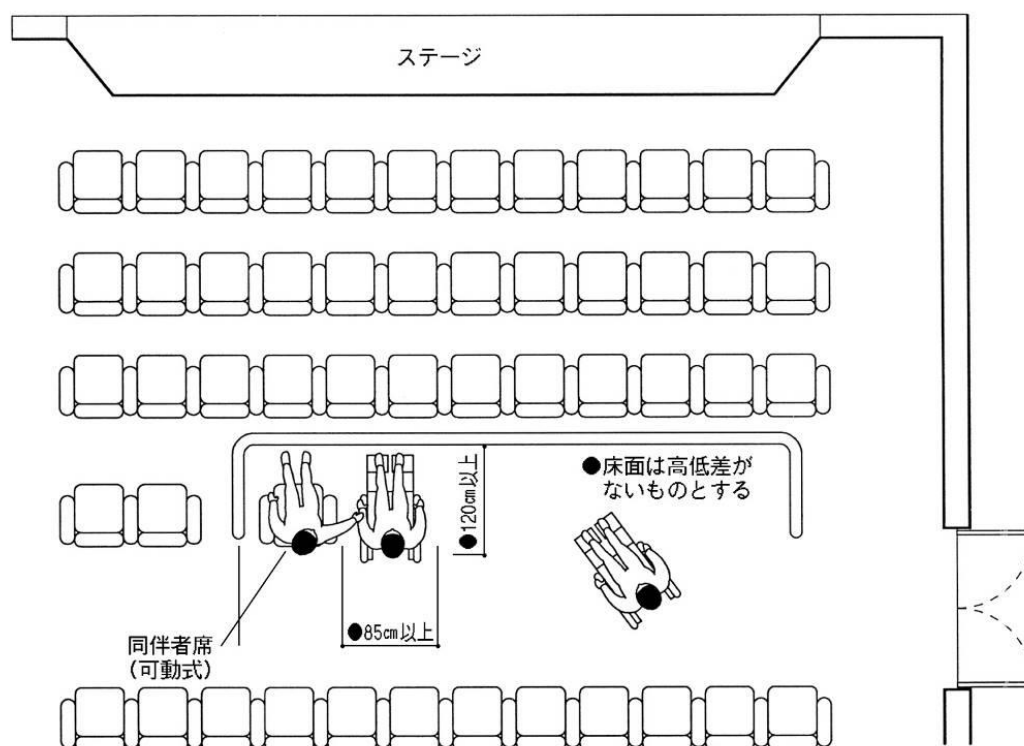
- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■客室の整備例



＜バリアフリー法施行令＞

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

＜条例＞

第68条

- (6) 当該移動等円滑化経路（車椅子使用者用経路に係る部分に限る。）を構成する傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

（算定例）

- ・ 全座席数が 401 席の場合
 $401 \times 1/200 = 2.005 \rightarrow 3$ 区画以上

- ・ 移動等円滑化経路に劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路が含まれます。

- ・ 車椅子使用者用経路内に傾斜路がある場合に、付加する基準です。

整備誘導基準

条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

解説

- ・ p.126 (「6 整備誘導基準」の「5 集団補聴設備」) 参照

整備が望ましい項目

- ・ スクリーン及びプロジェクター等、要約筆記の内容を会場に映し出すことができる設備を設けること。

解説

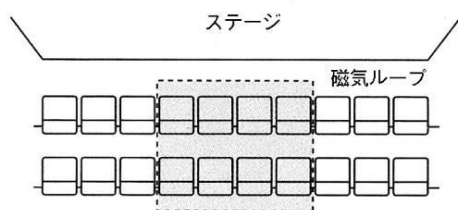
- ・ 要約筆記とは、聴覚障害者に、話の要点をその場で文字にして伝える通訳のことです。

整備例

- ◎：整備誘導基準
- ：整備が望ましい項目

■集団補聴設備の例 (◎)

◇磁気ループ



マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聞くシステム。

◇赤外線補聴システム



マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。ヘッドホン又は補聴器を受信機に接続して利用する。

■要約筆記の内容を会場に映し出せる設備の例

